国立研究開発法人
新エネルギー・産業技術総合開発機構

GX分野のディープテック・スタートアップへの事業開発支援事業（GX_UPP事業）に係る公募説明会

2026年10月27日（火）　11:00～11:30

スタートアップ支援部

本日のタイムスケジュール

11:00～11:15 公募資料　説明

11:15～11:30 質疑応答

背景

- NEDOでは、技術の確立や事業化・社会実装までに長期の研究開発と大規模な資金を要し、リスクは高いものの国や世界全体で対処すべき経済社会課題の解決にも資すると考えられる革新的な技術の研究開発に取り組んでいる「ディープテック・スタートアップ」を支援するため、
- この活動をさらに強力に推進するため、**一定の研究開発を終えたスタートアップに対して、事業開発活動（商用の設備投資やソフトウェア投資、当該投資と併せて行う、研究開発の成果の有効性等を示すためのユーザー実証等）を支援する事業として、「GX分野のディープテック・スタートアップへの事業開発支援事業（GX_UPP事業）」を実施**します。
- すなわち、ディープテック・スタートアップが事業化に取り組む革新的な技術の社会実装や商用展開へ向けた事業開発活動を支援し、社会課題の解決や経済成長（付加価値創出）、ひいてはディープテック・スタートアップの自律的なエコシステムの形成促進に資する**ユニコーン級のディープテック・スタートアップ（将来のモデルケースとなりうるディープテック・スタートアップ）の成長を加速**させる事業として、**英語名称はUnicorn Promotion Program（UPP）**といたします。
- なお、この事業は、令和6年(2024年）9月に、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（NEDO法）が改正され、NEDOに追加された『**鉱工業技術に関する研究開発の成果の企業化に必要な事業活動に要する資金に充てるための補助金の交付業務**』に該当します。

【参考】NEDO法第15条に追加された条文（太字部分）

第三章　業務等

（業務の範囲）

第十五条　機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　次に掲げる技術（原子力に係るものを除く。）であって、民間の能力を活用することによりその開発の効果的な実施を図ることができるものであり、かつ、その企業化の促進を図ることが国民経済上特に必要なものの開発を行うこと。

イ　非化石エネルギー法第二条第一号から第三号までに掲げる非化石エネルギーを発電に利用し、若しくは同条第四号に掲げる非化石エネルギーを発生させる技術又はこれらの技術に係る電気を利用するための技術

ロ　非化石エネルギーを製造し、若しくは発生させ、又は利用するための技術（イに掲げるものを除く。）

ハ　可燃性天然ガス及び石炭を利用するための技術（可燃性天然ガス及び石炭を発電に利用するに当たりこれらから発生する電気の量を著しく増加させるための技術その他の可燃性天然ガス及び石炭の利用の高度化のためのものに限る。）

ニ　エネルギー使用合理化のための技術

二　民間の能力を活用することによりその効果的な実施を図ることができる鉱工業の技術（原子力に係るものを除く。以下この条において「鉱工業技術」という。）に関する研究開発を行うこと（前号に掲げるものを除く。）。

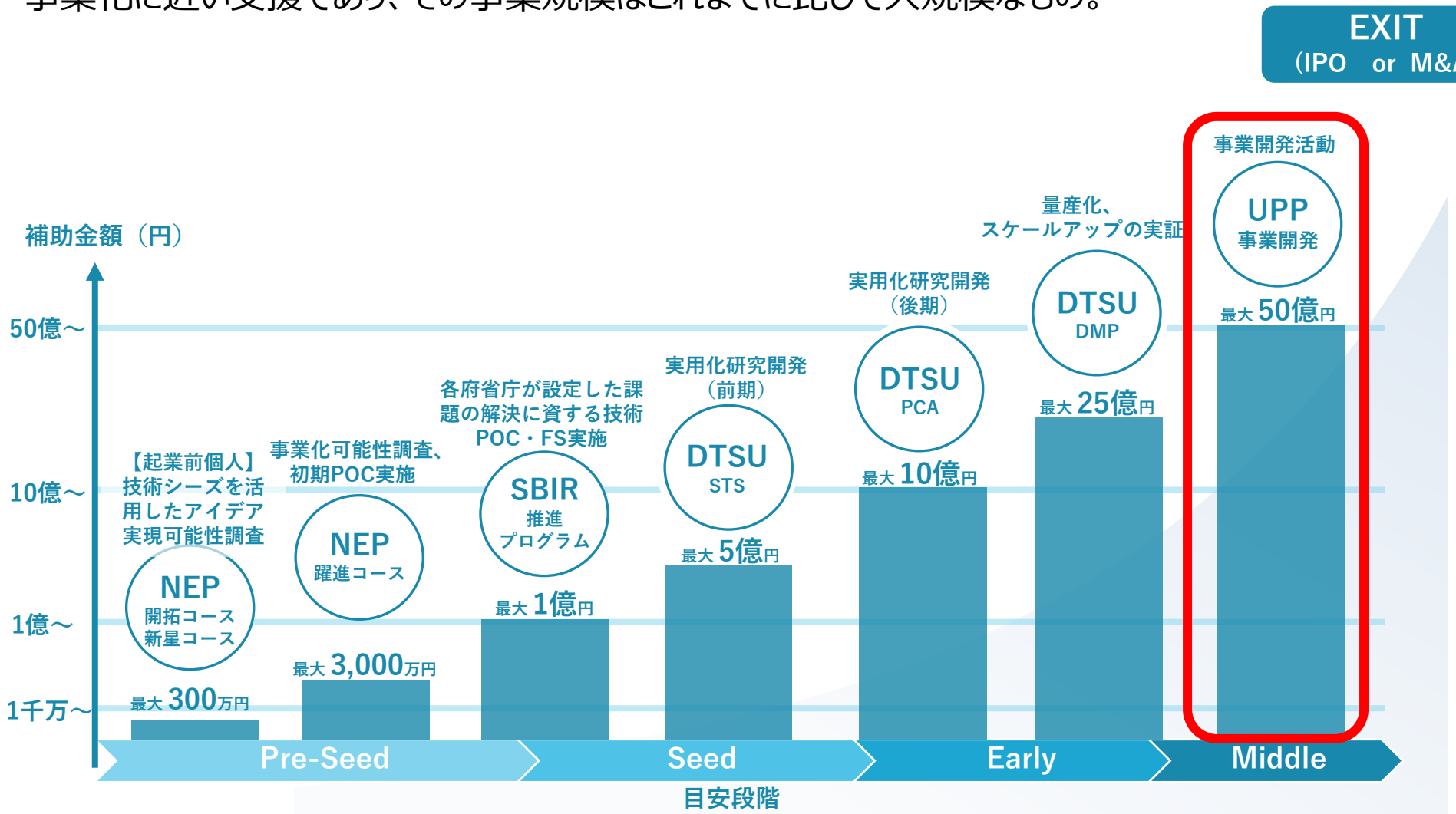
三　鉱工業技術に関する研究開発を助成すること。

三の二　鉱工業技術に関する研究開発の成果の企業化に必要な事業活動に要する資金に充てるための補助金の交付（革新的な鉱工業技術を活用して新たな事業の開拓を行う事業者であって、その事業の将来における成長発展を加速するために外部からの投資を受けることが特に必要と認められるものに対するものに限る。）を行うこと。

四～十五　（略）

ディープテック・スタートアップへの事業開発支援事業の位置づけ

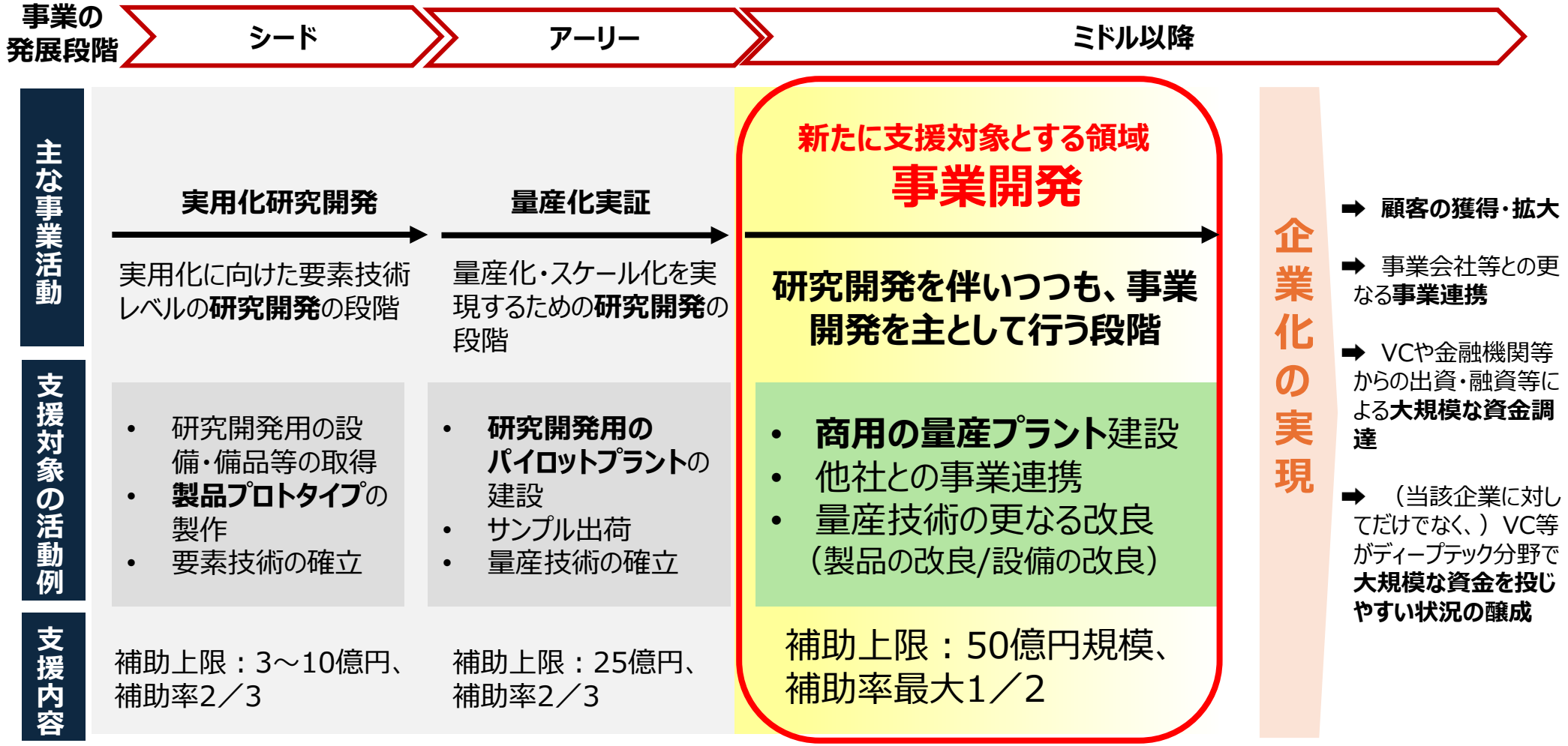
GX_UPP事業は、DTSU事業及びGX事業で位置づけられる量産化実証（DMP）を超えた、
事業化に近い支援であり、その事業規模はこれまでに比して大規模なもの。



GX_UPP事業における事業開発支援のイメージ

NEDO法改正により、事業開発（商用設備投資等）を通じた企業化の実現まで支援を可能とし、
スタートアップの革新的な技術の事業化・社会実装を一層強力に促進。

支援対象とする事業の成長段階



支援対象者及び支援内容のイメージ

- **支援対象者は、量産化やスケールアップのための主たる技術を確立済み**であり、パイロットプラントや実環境での実証等により、少量の生産や一定の品質での製品・サービスの提供が可能な状態となっており、**これまでの研究開発の成果をこれから主要市場における顧客へ商用展開する段階の企業**を想定しています。

- また、**本事業の終了時点においては、本格的に商用生産等を開始**するなど、主要市場における顧客等が求める商用の仕様を満たす製品・サービスの提供が可能な状態となり、その顧客等から契約などのコミットメントを取得することによる継続的な売上実績の獲得が見込まれること、複数の顧客等との交渉により事業が本格的に拡大する期待や蓋然性を第三者に示しうる状態になることを目指します。

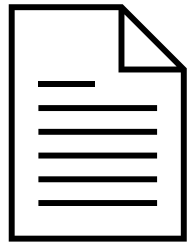
- そのため、具体的には、主要市場の獲得を見据え、**特定の顧客が求める仕様（品質・コスト・納期等）を満たす製品・サービスの提供を可能とするための商用設備やソフトウェアへの投資、更なる改良のほか、それらに伴うユーザー実証及び組織体制の整備等を支援**します。

情報提供依頼（RFI）を踏まえて、公募領域を選定

●公募における事業領域選定のため情報提供依頼（Request For Information、RFI）を実施し、2026年2月16日までに提出頂いた情報を踏まえて以下の２領域を選定。今回はこの２領域を対象に公募を実施。

①資源循環

②高効率・省エネモビリティ



RFI

公募領域を選定

本公募

RFIの提供情報

1. 本事業で希望する公募テーマや事業領域のイメージ（解決を目指す社会課題やそれに基づく開発テーマ等）
2. 自社が有する革新的な鉱工業技術の社会実装に向けた事業ビジョン及び研究開発内容の進捗状況
3. 本事業内で予定する事業内容（事業実施時期、事業費総額、事業内容）
4. 事業期間終了後の目指す姿（更なる事業拡大へ向けた構想・投資予定など）
5. 本事業の遂行・スケール化にあたっての戦略的パートナーの情報（想定顧客及びその調整状況。そのほか支援者（共同研究開発のパートナー等）、製造協力者など）
6. 将来の温室効果ガス削減の効果と削減量見込み

GX分野のディープテック・スタートアップへの事業開発支援事業（GX_UPP事業）

・補助金の額：50億円以内／事業期間 4年以内　（※次ページに事業期間に関する補足）

・NEDO負担率：1／2以内

※事業の総額（補助事業者負担分を含む）が10億円以上であること。

・対象技術分野：

○資源循環：サーキュラーエコノミー実現に向けた再生材・再生資源の利活用・高度化、流通プラットフォームの構築のための開発及び社会実装

○高効率・省エネモビリティ：モビリティ領域におけるエネルギー使用の効率化・省力化に資する製品等の開発及び社会実装

なお、脱炭素成長型経済構造移行推進戦略を踏まえて、CO2の排出削減に向けた野心的な目標を掲げるなど世界規模でのカーボンニュートラルの実現及び日本の産業競争力の強化のためのイノベーションを創出しうるものが対象です。

補助事業の期間に関する補足：「段階的交付」

●段階的な交付決定（当初は2027年度末まで）

2028年度以降の補助事業期間を含む提案の場合、採択は提案された期間について行いますが、**当初の交付決定期間は2027年度末（2028年3月31日）まで**とします。

2028年度以降の交付決定については、政府予算が措置され次第行います。政府予算の成立状況や予算措置等により変更、縮小、中止になる場合がございますのでご了承ください。

●2028年度以降の交付決定

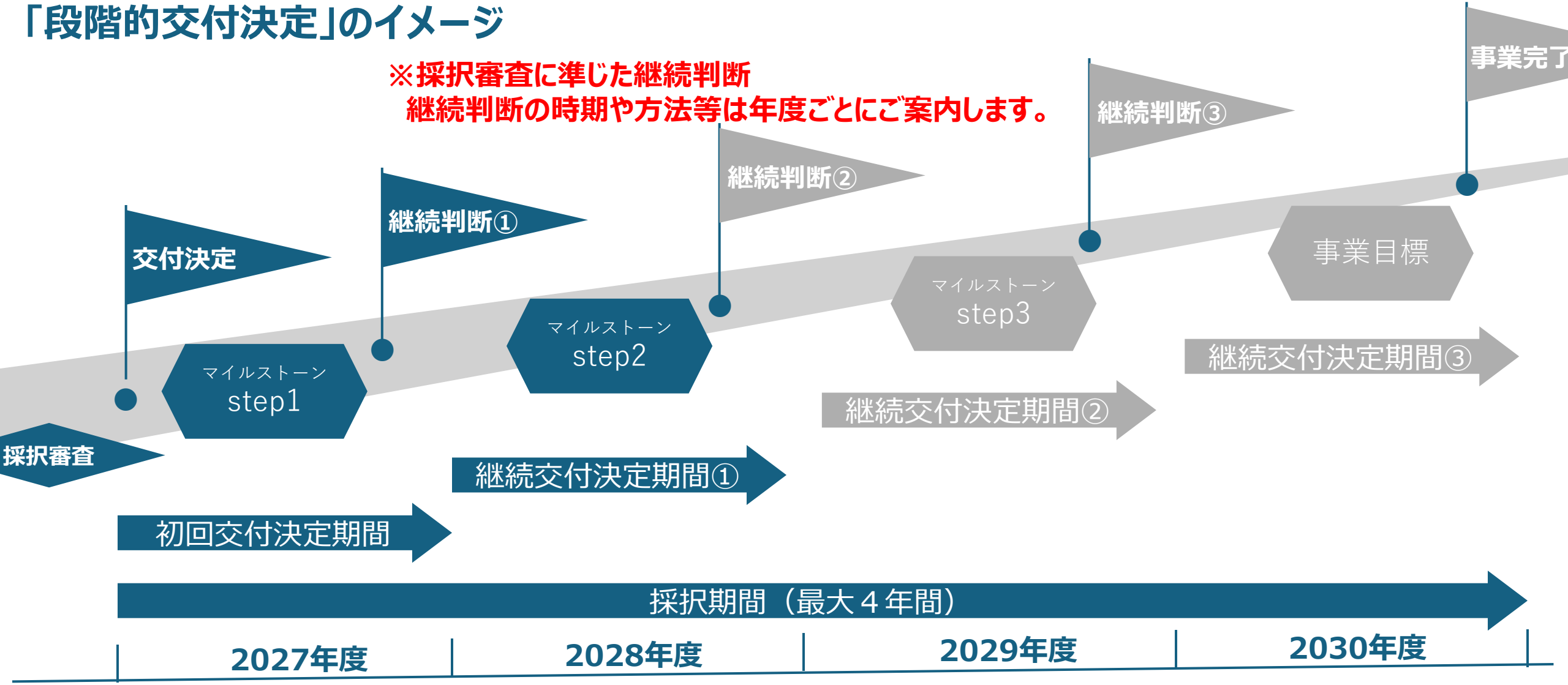
設定していただいた**マイルストーン**の進捗状況等を確認し、**2027年度中に公募採択審査に準じた審査**等を実施し継続交付判断を行う予定です。

※マイルストーンの設定

具体的な事業開発目標として年度や四半期ごとのマイルストーン（数値目標が望ましい）をその理由とともに設定して申請してください。通常の事業進捗及び2028年度以降の交付決定の参考となります。

「段階的交付決定」のイメージ

※採択審査に準じた継続判断
継続判断の時期や方法等は年度ごとにご案内します。



中期経営計画

事業概要（支援対象者①）

参考：公募要領　３．応募要件　（１）提案者となる補助対象事業者

● 支援対象の主な要件は以下のとおり。

i.日本に登記されている民間企業であって、大学・研究機関・企業等から生まれた**技術シーズを元に**社会課題解決や経済成長の実現にも資する研究開発をこれまで行ってきており、その事業活動に係る**主たる技術開発及び意思決定のための拠点を日本国内に有する**こと。また、**原則未上場の事業者**であること。ただし、事業期間中に上場した場合も支援は継続します。また、応募時点で**既に上場しているスタートアップ**にあっては、東証グロース市場及びそれに類する市場に上場しており、**外部からの投資が特に必要と認められる者は対象とします。**

v.当該補助事業者が遂行する補助事業が、別途定める基本計画を達成するために十分に有効な事業開発を行うものであること。また、**事業の総額（補助事業者負担分を含む）が10億円以上の提案**であること

vii.原則中小企業基本法等に定められている以下の資本金基準または従業員基準のいずれかを満たす**中小企業に該当する法人**であってかつ、**みなし大企業（※４）に該当せず**、直近過去3年分の各年または各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超えないもの。ただし、事業期間中に中堅企業に拡大した場合も支援は継続します。また、応募時点で既に中堅企業化しているスタートアップにあっては、提案時の前年の会計年度末において中小企業に該当する者は対象とします。

※４　本事業において、「みなし大企業」とは、中小企業者であって、以下のいずれかを満たすものをいう。
- 発行済株式の総数又は出資の総額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している企業
- 発行済株式の総数又は出資の総額の3分の2以上が、複数の大企業の所有に属している企業
- 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている企業　（他　公募要領参照）

【参考】中堅企業
中堅企業とは、中小企業者を除く、常時使用する従業員の数が2000人以下の企業のこと。

事業概要（支援対象者②）

参考：公募要領　３．応募要件　（１）提案者となる補助対象事業者

viii. 事業会社や資金調達のための関連法人、経営者の資産保有型会社又は資産運用型会社等からの出資がある場合、当該法人による**持株比率が50%未満かつ非連結対象**であること。なお、事業会社の出資による取得株式には、事業会社の投資事業有限責任組合員としての所有に属する分を含む。ただし、提案者と経営の一体性があるとみられる法人からの出資により本項に抵触する場合等には、提案書類中、説明資料1を提出すること。この場合、NEDOは、提案者との経営の一体性の有無を勘案し、本要件の充足可否を判断する。

※ここでいう「経営の一体性」とは、提案者が行う意思決定が当該法人が行う意思決定と同様のものとみなすことができる株主構成となっており、かつ、提案者と当該法人の役員構成が一定程度同一とみられることを指す。

ix.本支援事業への**応募時点で、設立から20年以内の企業**であること。

x.提案時点における直近の財表等により、**売上高研究開発費割合が、5%以上**の企業であることが確認できること。

xv.採択決定日以降の**NEDOが指定する日までにVC等またはCVCが株主構成に加わっている**こと。また、応募時点で既に上場しているスタートアップにあっては、上場前にVC等またはCVC、これらに類する者が株主に加わっていたこと。

xvii.補助事業の実施を通じ、「GXリーグ参画企業に求める取組1」と同様のGXに係る取組を実施することを想定し、**現在実施している内容及び交付決定した場合において実施する内容を追加資料9の「GXに係る取組申告書」に記載し、これを提出すること。また、「GXに係る取組申告書」には、補助事業の実施を通じて実施する予定のCO_2排出削減のための取組を記載すること**（補助事業で実施した事業内容及びその成果の事業化を通じたCO_2の排出削減効果を定量的に推計・算定し、推計・算定した当該効果を含めること。また、推計・算定する際に用いた根拠や考え方、マイルストーンと、補助事業期間中の事業内容やその成果の事業化の項目との関係性も具体的に記すこと。）。なお、当該取組が国内の排出削減に効果がない提案であれば対象外となること（（３）補助対象事業④※9参照）や、当該記載内容が採択審査の対象となることに留意されたい。

事業概要（対象分野）

参考：公募要領　３．応募要件　（３）補助対象事業

●対象分野

GX_UPP事業は次の①～③の要件のすべてを満たす事業を、補助の対象といたします。

- ①　具体的技術シーズがあって、これまでの研究開発等により培われたコアとなる技術を社会実装するためのものであること。そのため、例えばスマートフォンアプリ開発のためのソフトウェアのコーディングなど、技術開発要素が少ないものを基礎とする事業や、既存製品（購入品）を利用しただけのものについては対象外とする。

- ②　我が国の産業競争力強化のためのイノベーションを創出しうるものであって、ディープテック・スタートアップの自律的な資金調達環境やエコシステム形成への寄与が期待されるものであること。

- ③　脱炭素成長型経済構造移行推進戦略を踏まえ、上記③に加え、CO2の排出削減に向けた野心的な目標を掲げるなど世界規模でのカーボンニュートラルの実現に資するものであって、次の分野に該当する事業であること。また、脱炭素成長型経済構造移行推進戦略にある「国による投資促進策の基本原則」に則したものであること（※9）。
 - **資源循環：サーキュラーエコノミー実現に向けた再生材・再生資源の利活用・高度化、流通プラットフォームの構築のための開発及び社会実装**
 - **高効率・省エネモビリティ：モビリティ領域におけるエネルギー使用の効率化・省力化に資する製品等の開発及び社会実装**

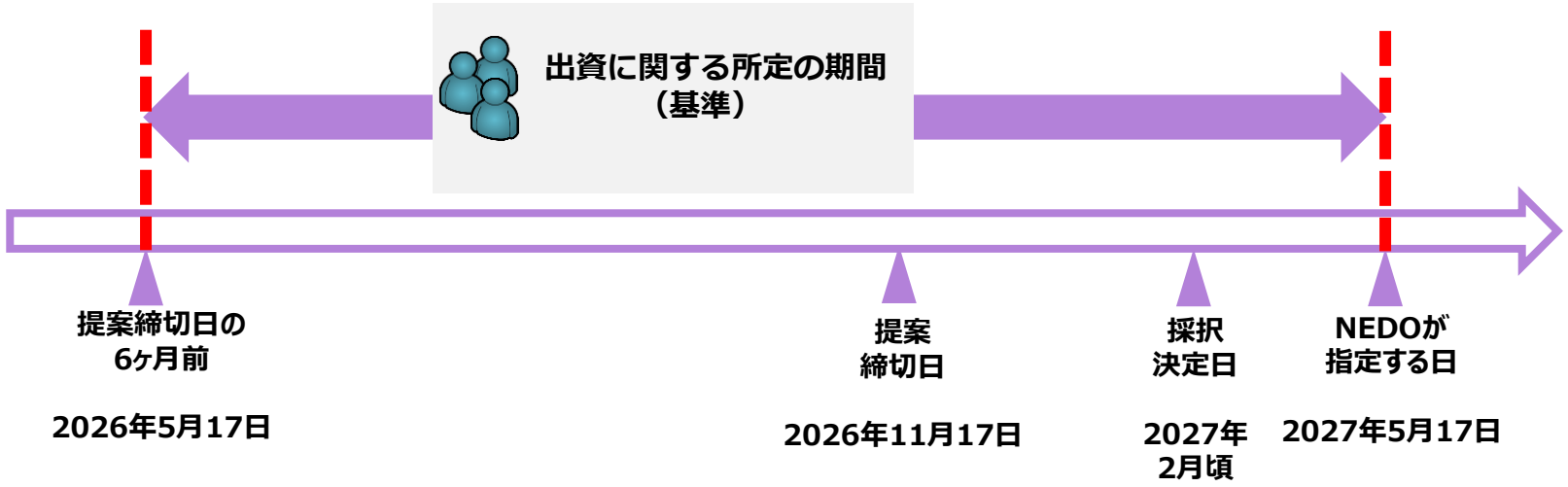
※9 当該原則に記載の通り、国内の人的・物的投資拡大につながるものが支援対象であり、海外に閉じる設備投資など国内での排出削減に効かない事業は対象外となる点にご留意ください。

審査において評価する出資に関する「所定の期間」

●「所定の期間」とは、**提案締切日の6ヶ月前からNEDOが指定する日までを基準**として、NEDOが提案書類の提出期限ごとにGX_UPP事業 公募に係る日程一覧」の通り定める期間のことを指します。
●「公募に係る日程一覧」は、本支援事業の公募に係るNEDOのホームページに掲載されていますので必ずご参照ください。

(参考) 公募に係る日程一覧

公募回	書類提出期間 ※2 公募要領5.(1)	出資に関する所定の期間 ※3 公募要領3.(1)	二次審査実施日	採択時期 公募要領7.(1)	交付決定時期 ※4 公募要領7.(1)
第１回	2025年4月14日～4月21日	2024年10月21日～ 2025年10月20日	2025年6月12日.6月26日	2025年7月	2025年10月
第２回	2025年12月15日～12月22日	2025年6月22日～ 2026年6月21日	2026年1月20日、1月30日、 2月4日	2026年3月	2026年6月
第３回	2026年11月10日～2026年 11月17日	2026年5月17日～ 2027年5月17日	2027年1月頃（予定）	2027年2月頃（予定）	2027年4月頃（予定）

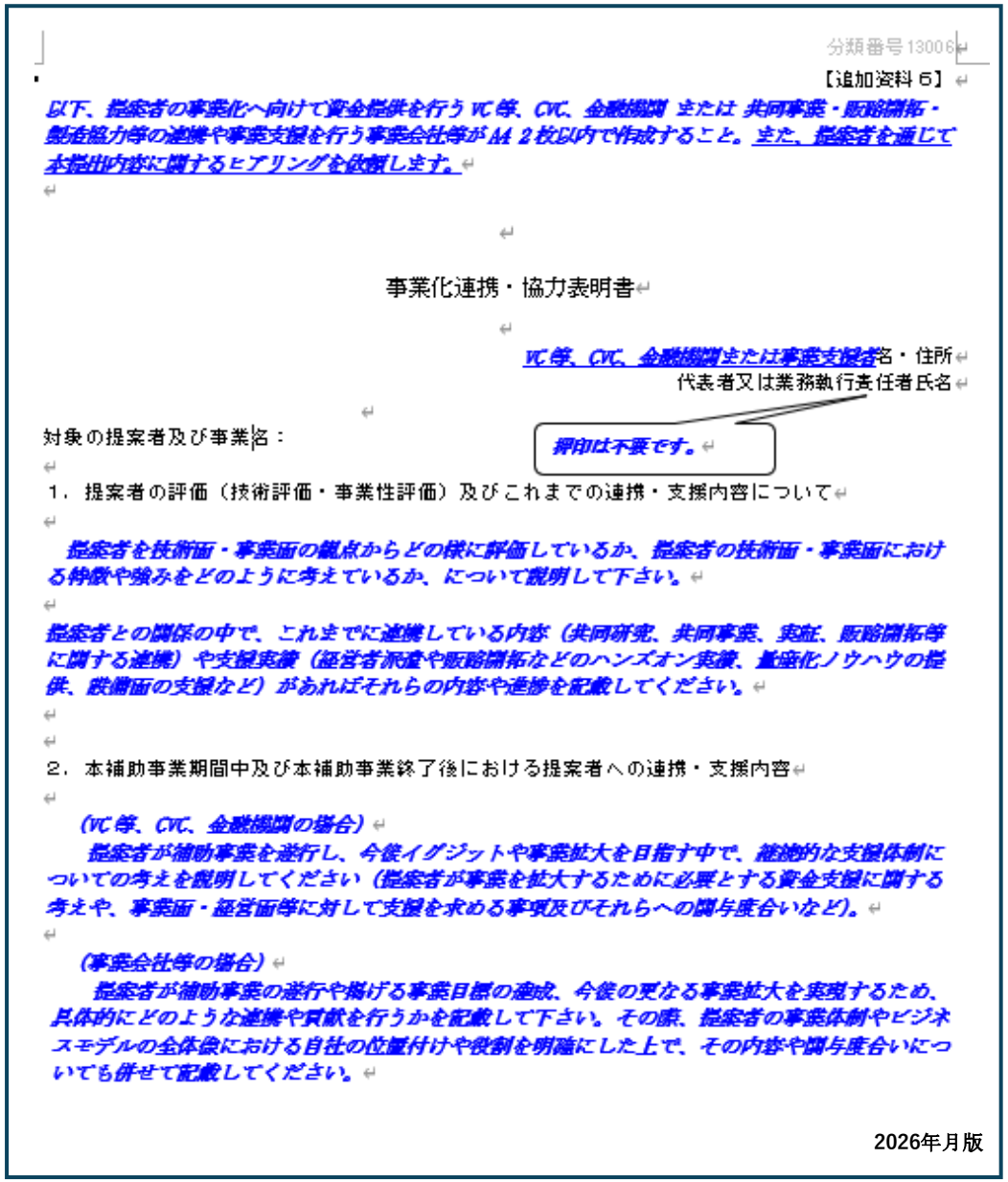


（補足）事業化連携・協力表明書について【必須】

参考：提案書作成にあたって【追加資料６】

●提案者の事業化へ向けて資金提供を行うVC等、CVC、金融機関 または 共同事業・販路開拓・製造協力等の連携や事業支援を行う事業会社等が、その連携・支援内容を【事業化連携・協力表明書】に記載して申請書に添付することで、審査において考慮されます。

また、提案者を通じて本提出内容に関するヒアリングを依頼します。



分類番号 13006

【追加資料６】

以下、提案者の事業化へ向けて資金提供を行うVC等、CVC、金融機関 または 共同事業・販路開拓・製造協力等の連携や事業支援を行う事業会社等がA4 2枚以内で作成すること。また、提案者を通じて本提出内容に関するヒアリングを依頼します。

事業化連携・協力表明書

*VC等、CVC、金融機関または事業支援者*名・住所
代表者又は業務執行責任者氏名

押印は不要です。

対象の提案者及び事業名：

1．提案者の評価（技術評価・事業性評価）及びこれまでの連携・支援内容について

提案者を技術面・事業面の観点からどの様に評価しているか、提案者の技術面・事業面における特徴や強みをどのように考えているか、について説明して下さい。

提案者との関係の中で、これまでに連携している内容（共同研究、共同事業、実証、販路開拓等に関する連携）や支援実績（経営者派遣や販路開拓などのハンズオン実績、量産化ノウハウの提供、設備面の支援など）があればそれらの内容や進捗を記載してください。

2．本補助事業期間中及び本補助事業終了後における提案者への連携・支援内容

（VC等、CVC、金融機関の場合）
提案者が補助事業を遂行し、今後イグジットや事業拡大を目指す中で、継続的な支援体制についての考えを説明してください（提案者が事業を拡大するために必要とする資金支援に関する考えや、事業面・経営面等に対して支援を求める事項及びそれらへの関与度合いなど）。

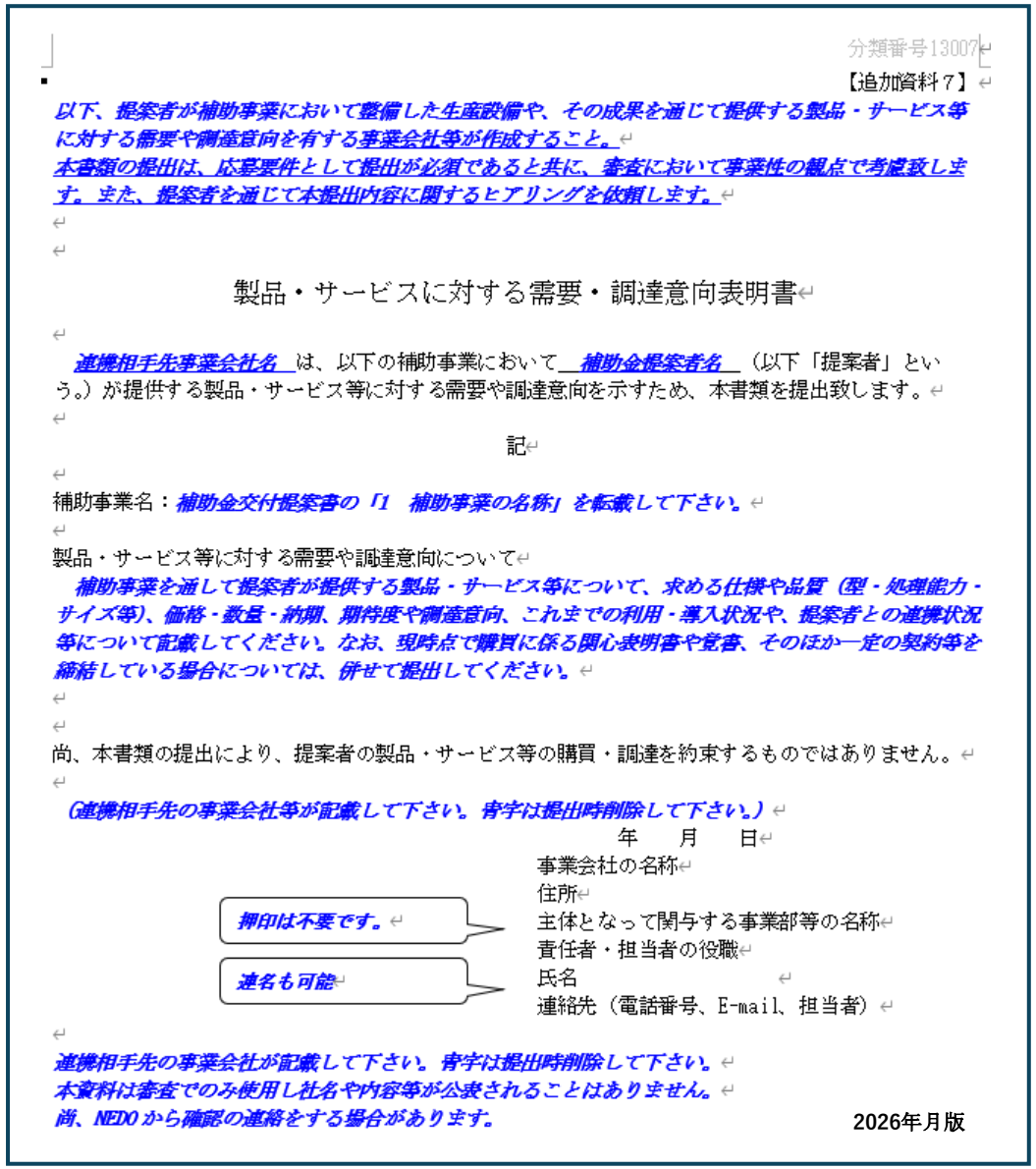
（事業会社等の場合）
提案者が補助事業の遂行や掲げる事業目標の達成、今後の更なる事業拡大を実現するため、具体的にどのような連携や貢献を行うかを記載して下さい。その際、提案者の事業体制やビジネスモデルの全体像における自社の位置付けや役割を明確にした上で、その内容や関与度合いについても併せて記載してください。

2026年月版

（補足）製品・サービスに対する需要・調達意向表明書について【必須】

●提案者が補助事業において整備した生産設備や、その成果を通じて提供する製品・サービス等に対する需要や調達意向を有する事業会社等が作成して提出する必要があります。
審査において事業性の観点で考慮されます。
また、提案者を通じて本提出内容に関するヒアリングを依頼します。

参考：提案書作成にあたって【追加資料７】



分類番号13007

【追加資料７】

以下、提案者が補助事業において整備した生産設備や、その成果を通じて提供する製品・サービス等に対する需要や調達意向を有する事業会社等が作成すること。
本書類の提出は、応募要件として提出が必須であると共に、審査において事業性の観点で考慮致します。また、提案者を通じて本提出内容に関するヒアリングを依頼します。

製品・サービスに対する需要・調達意向表明書

連携相手先事業会社名　は、以下の補助事業において　*補助金提案者名*　（以下「提案者」という。）が提供する製品・サービス等に対する需要や調達意向を示すため、本書類を提出致します。

記

補助事業名：*補助金交付提案書の「1　補助事業の名称」を転載して下さい。*

製品・サービス等に対する需要や調達意向について

補助事業を通して提案者が提供する製品・サービス等について、求める仕様や品質（型・処理能力・サイズ等）、価格・数量・納期、期待度や調達意向、これまでの利用・導入状況や、提案者との連携状況等について記載してください。なお、現時点で購買に係る関心表明書や覚書、そのほか一定の契約等を締結している場合については、併せて提出してください。

尚、本書類の提出により、提案者の製品・サービス等の購買・調達を約束するものではありません。

（連携相手先の事業会社等が記載して下さい。青字は提出時削除して下さい。）

年　月　日

事業会社の名称
住所
主体となって関与する事業部等の名称
責任者・担当者の役職
氏名
連絡先（電話番号、E-mail、担当者）

押印は不要です。
連名も可能

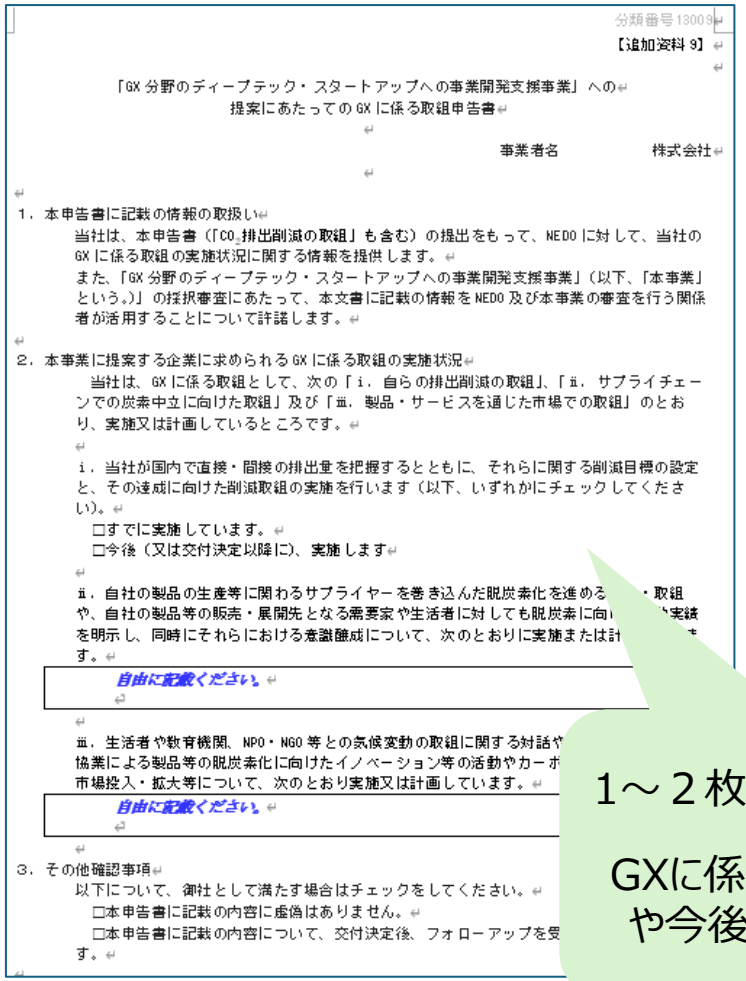
連携相手先の事業会社が記載して下さい。青字は提出時削除して下さい。
本資料は審査でのみ使用し社名や内容等が公表されることはありません。
尚、NEDOから確認の連絡をする場合があります。

2026年月版

GXに係る取組申告書の提出（必須）

参考：提案書作成にあたって【追加資料９】

- **本事業**では、**追加資料9の「GXに係る取組申告書」**の提出が必要。
- 取組申告書には、**現在実施しているGXの取組**、**交付決定後に実施するGXの取組**、**補助事業を通じて実施予定のCO_2排出削減の取組**を記載。
- **提案内容によっては、本事業領域の対象外となり受理できないことがあります**ので、**事前相談期間に追加資料９を提出し事務局の確認を受けることを推奨**します。



分類番号 1300９

【追加資料 9】

「GX 分野のディープテック・スタートアップへの事業開発支援事業」への
提案にあたっての GX に係る取組申告書

事業者名　　株式会社

1．本申告書に記載の情報の取扱い
当社は、本申告書（「CO_2排出削減の取組」も含む）の提出をもって、NEDO に対して、当社の GX に係る取組の実施状況に関する情報を提供します。
また、「GX 分野のディープテック・スタートアップへの事業開発支援事業」（以下、「本事業」という。）」の採択審査にあたって、本文書に記載の情報を NEDO 及び本事業の審査を行う関係者が活用することについて許諾します。

2．本事業に提案する企業に求められる GX に係る取組の実施状況
当社は、GX に係る取組として、次の「ｉ．自らの排出削減の取組」、「ii．サプライチェーンでの炭素中立に向けた取組」及び「iii．製品・サービスを通じた市場での取組」のとおり、実施又は計画しているところです。

ｉ．当社が国内で直接・間接の排出量を把握するとともに、それらに関する削減目標の設定と、その達成に向けた削減取組の実施を行います（以下、いずれかにチェックしてください）。
□すでに実施しています。
□今後（又は交付決定以降に）、実施します

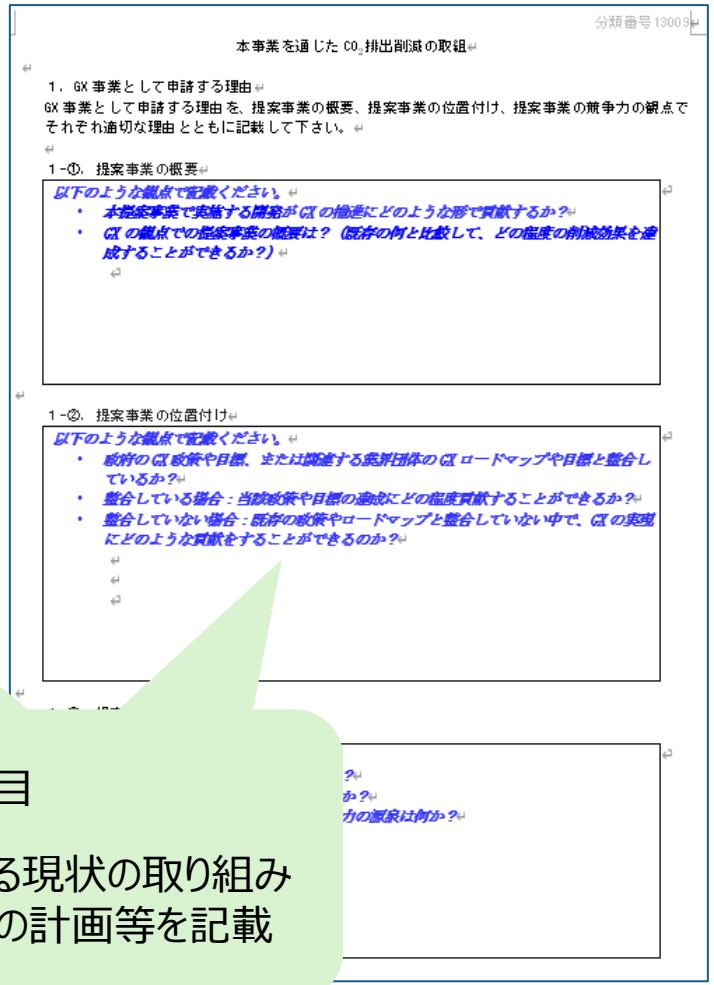
ii．自社の製品の生産等に関わるサプライヤーを巻き込んだ脱炭素化を進める・取組や、自社の製品等の販売・展開先となる需要家や生活者に対しても脱炭素に向・実績を明示し、同時にそれらにおける意識醸成について、次のとおりに実施または計す。

自由に記載ください。

iii．生活者や教育機関、NPO・NGO 等との気候変動の取組に関する対話や協業による製品等の脱炭素化に向けたイノベーション等の活動やカーボ市場投入・拡大等について、次のとおり実施又は計画しています。

自由に記載ください。

3．その他確認事項
以下について、御社として満たす場合はチェックをしてください。
□本申告書に記載の内容に虚偽はありません。
□本申告書に記載の内容について、交付決定後、フォローアップを受す。



分類番号 1300９

本事業を通じた CO_2 排出削減の取組

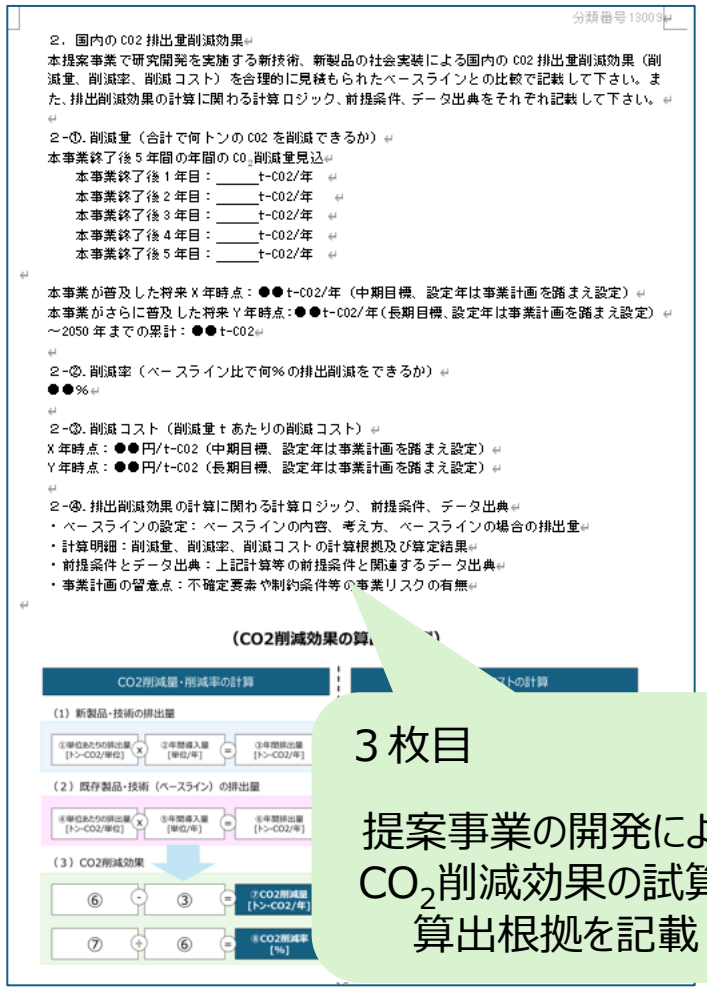
1．GX 事業として申請する理由
GX 事業として申請する理由を、提案事業の概要、提案事業の位置付け、提案事業の競争力の観点でそれぞれ適切な理由とともに記載して下さい。

1-①．提案事業の概要

以下のような観点で記載ください。
- *本提案事業で実施する開発が GX の推進にどのような形で貢献するか？*
- *GX の観点での提案事業の概要は？（既存の何と比較して、どの程度の削減効果を達成することができるか？）*

1-②．提案事業の位置付け

以下のような観点で記載ください。
- *政府の GX 政策や目標、または関連する業界団体の GX ロードマップや目標と整合しているか？*
- *整合している場合：当該政策や目標の達成にどの程度貢献することができるか？*
- *整合していない場合：既存の政策やロードマップと整合していない中で、GX の実現にどのような貢献をすることができるのか？*



分類番号 1300９

2．国内の CO2 排出量削減効果
本提案事業で研究開発を実施する新技術、新製品の社会実装による国内の CO2 排出量削減効果（削減量、削減率、削減コスト）を合理的に見積もられたベースラインとの比較で記載して下さい。また、排出削減効果の計算に関わる計算ロジック、前提条件、データ出典をそれぞれ記載して下さい。

2-①．削減量（合計で何トンの CO2 を削減できるか）
本事業終了後 5 年間の年間の CO_2 削減量見込
本事業終了後 1 年目：＿＿＿t-CO2/年
本事業終了後 2 年目：＿＿＿t-CO2/年
本事業終了後 3 年目：＿＿＿t-CO2/年
本事業終了後 4 年目：＿＿＿t-CO2/年
本事業終了後 5 年目：＿＿＿t-CO2/年

本事業が普及した将来 X 年時点：●●t-CO2/年（中期目標、設定年は事業計画を踏まえ設定）
本事業がさらに普及した将来 Y 年時点：●●t-CO2/年（長期目標、設定年は事業計画を踏まえ設定）
～2050 年までの累計：●●t-CO2

2-②．削減率（ベースライン比で何％の排出削減をできるか）
●●％

2-③．削減コスト（削減量 t あたりの削減コスト）
X 年時点：●●円/t-CO2（中期目標、設定年は事業計画を踏まえ設定）
Y 年時点：●●円/t-CO2（長期目標、設定年は事業計画を踏まえ設定）

2-④．排出削減効果の計算に関わる計算ロジック、前提条件、データ出典
・ベースラインの設定：ベースラインの内容、考え方、ベースラインの場合の排出量
・計算明細：削減量、削減率、削減コストの計算根拠及び算定結果
・前提条件とデータ出典：上記計算等の前提条件と関連するデータ出典
・事業計画の留意点：不確定要素や制約条件等の事業リスクの有無

（CO2削減効果の算

CO2削減量・削減率の計算

（1）新製品・技術の排出量

（2）既存製品・技術（ベースライン）の排出量

（3）CO2削減効果

1～２枚目

GXに係る現状の取り組みや今後の計画等を記載

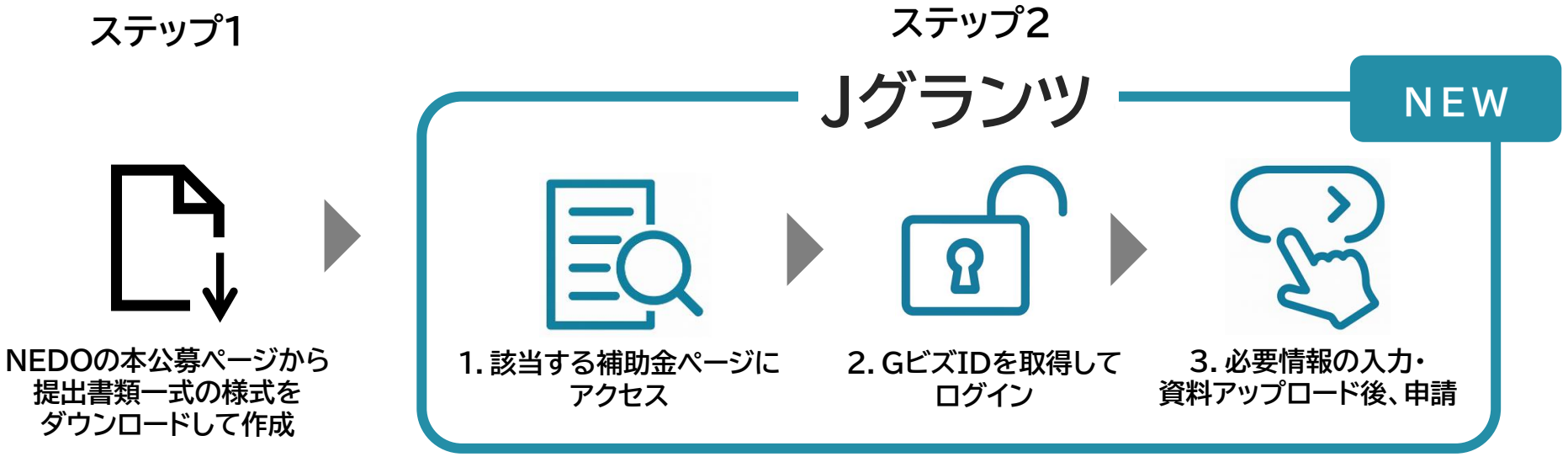
３枚目

提案事業の開発によるCO_2削減効果の試算と算出根拠を記載

提出先（提出期限:11/17 正午 厳守）

本事業では、第3回公募より電子申請システム「Jグランツ」上で**必要情報の入力と提出書類のアップロード**を行うようにしています。詳しくは公募要領をご参照ください。
なお、持参、郵送、FAX又はE-mailによる提出は原則受け付けません。

※応募にはGビズIDの取得が必須となりますので未取得の場合は早めに取得してください。



【提出先】

https://mng.jgrants-portal.go.jp/subsidy/preview/a0WfQ000003j5GLUAY

審査項目（評価のポイント）

- **本事業**においては、「事業性評価」、「技術評価」、「事業目的への適合性」に大別される各審査項目による総合評価により審査される。
- **GX事業**のため「事業性評価」において、**「将来を含めて国内のCO2の排出削減に貢献するものであること」**との審査項目が設けられていることに留意。

●事業性評価

- **主要市場のうち特定の顧客からの購入に至る確度**（その顧客からの強いニーズの存在、満たすべき仕様の把握）が高いこと
- （特定の顧客への商用実績確立後の）次の**市場展開の確度**が高いこと
- 有望な顧客候補及び次の市場の獲得、その結果としての継続的な**売上の拡大に向けて**の道筋や取組み事項・目標が明確であり**必要性が高い**ものであること
- **競争優位性**（製品・サービスレベルでの差別化ポイントの明確性、ビジネスモデル全体の模倣障壁の高さ）があること
- **成長戦略**が適切であること
- **経営体制**（CEO、CFO、CTO、COO、CMO等の存在及び能力）が適切であること
- 事業拡大へ向けて**組織体制**（調達・製造・品質管理・営業/販売・アフター等）が適切に整備されている、又は実行可能性が高いと見込まれる計画が策定されていること
- **戦略的なパートナー**が存在し、連携内容が妥当であること
- **資金調達計画**及び**資金管理体制**が適切であること
- 事業目的達成のための**支援者が適切**であること
- **将来を含めて国内のCO_2の排出削減に貢献するものであること。**

●技術評価

- 過去の研究開発の蓄積（プロトタイプ開発、顧客フィードバック、サンプル出荷、量産・歩留まり向上技術等）が十分であり、**実用に近い形で実証**されていること
- 事業化を見据えた更なる開発の内容や**目標が明確化**されており、その**スケジュールが適切**であること
- 開発目標となる技術に新規性や差別性や優位性があり、**顕著な競争力**が期待できること
- 技術上又は知財権上、ビジネス上の**参入障壁を構築**できていること
- 国内で主な研究開発が行われるなど、日本国内で創出された技術シーズが相当程度活用され、**我が国の研究開発力の強化**に資すること

●事業目的への適合性

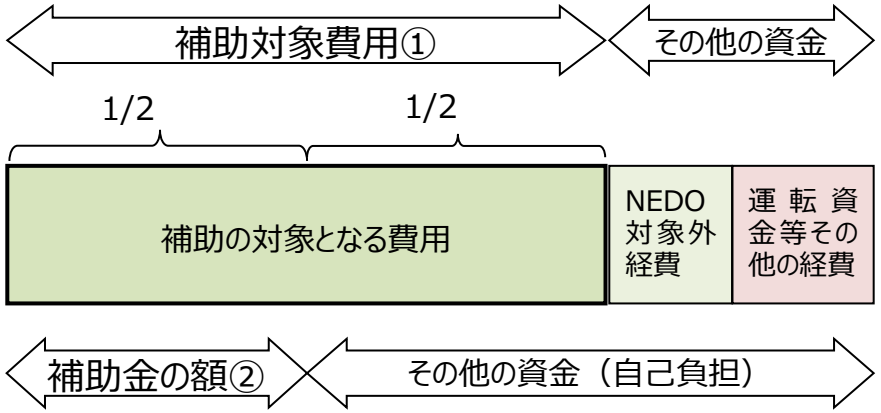
- 事業の背景で説明した**GX_UPP事業の目的に合致**していること。
- **経済社会課題の解決に貢献**する事業であること。

本事業の資金計画の考え方

補助の対象となる費用は、補助事業を進めるために必要な、**事業開発活動（商用の設備投資やソフトウェア投資、当該投資と併せて行う、研究開発の成果の有効性等を示すためのユーザー実証等）に関する経費**であって、補助事業に直接必要な費用のうち、本事業に**専用として使用**する（汎用のもの、本事業以外にも使用するものは補助対象外です。）機械装置等経費、労務費、その他経費、及び委託・共同事業費です。

また、補助金は実績払となるため、**事業期間中は必要経費を立て替える必要**があります。**補助金の前払いは行いません。**

よって、本補助事業では**計上が認められない汎用品の経費や消費税、運転資金等を見込んだ全体の資金調達計画を立てて頂く必要があります**。



※資金計画については、「財務状況確認シート（資金繰り表を含む）」にて確認させていただきます。

各費目の主な注意事項…Ⅰ．機械装置費

本事業の研究開発に必要となる、土木・建築工事費や、機械装置費等

・補助事業に必要な機械装置(量産に必要な生産設備等も含む)、その他備品の製作、購入又は借用に要する経費。**※事業期間中、本事業に専用で使用すること。**

・**処分制限期間内に処分に該当**する場合は、補助金の**目的外使用としてNEDOの事前承認**を受ける必要があります。建屋の建築工事費等、**処分制限期間が長い資産を取得する場合は、特にご留意**ください。

・**委託・共同事業先で計上する機械装置費等の処分制限財産**については、**補助事業者に帰属**します。ただし、学術機関等は条件を満たす場合は別の定めとすることも可能です（公募要領を確認すること）。

・日本**国外に設置する建屋等や機械装置等**は**補助対象外**とします。

・**土地の取得費用の計上はできません。**

各費目の主な注意事項…Ⅱ．労務費

事業開発員費・補助員費

・事業開発員は、別紙１の体制表に登録が必要です。事業実施場所が複数有る場合は、事業実施場所ごとに登録が必要となります。
・本事業においては、事業開発員費と補助員費は、「時間単価」又は「エフォート専従」で計上となります。
・労務費は、**本事業に直接従事した人件費**となります。社員等の給料の支援ではないのでご注意ください。
・健保等級に基づく労務費単価は「課題設定型産業技術開発費助成事業 事務処理マニュアル」を御確認ください。

経理・検査業務に係る労務費

・補助先の身分を有し、本事業の経理検査業務を担う者として、別紙１体制表に登録した「**経理責任者**」及び**経理責任者が任命した「業務実施者」**に対する人件費となります。
・別紙１体制表に登録が必要です（登録方法は、別紙１の吹き出しの注意事項を確認）
・労務費の計上は「時間単価」又は「エフォート専従」となります。
・本事業の**事業開発業務を行う、研究員**や**補助員**との**兼務はできません。**
・委託・共同事業先の経理・検査業務に係る労務費の計上はできません。
・経理・検査業務に係る研究実施場所間の移動等の旅費の計上も可です（Ⅲ．その他経費の旅費で計上）。

各費目の主な注意事項…Ⅲ．その他経費

消耗品費

・補助事業の実施に直接必要な資材、部品、消耗品費等の製作又は購入に要する経費です。
　製品の原材料費については、最終製品化に向けたユーザー実証や製品改良、製品検証等を目的に作成された製品の原材料費のみ支援対象とし、その対象については、その目的の達成のために最低限必要な量に限るものとします。

旅費

・補助事業を実施するため特に必要とする事業開発員及び補助員の旅費、滞在費、交通費が対象です。
・事業開発員以外の者に、補助事業の実施に必要な知識、情報、意見等の収集のための国内、海外調査に要する経費で、旅費、滞在費、交通費も対象となります。

外注費

・補助事業の遂行に必要な加工・分析等の請負外注に係る経費です。
・研究開発要素がある業務を外注することはできませんので、ご注意ください。

諸経費

・上記の1～3のほか、補助事業の実施に直接必要な光熱水料、会議費、委員会費、通信料、借料、図書資料費、通訳料、運送費、関税等の経費、学会等参加費等が対象です。
・謝金（旅費含む）を計上する際は、研究体制表に有識者登録が必要となります。

各費目の主な注意事項…Ⅳ. 委託・共同事業費

委託契約又は共同事業契約に基づき事業会社や学術機関等が行う技術開発や実証に係る費用

・委託・共同事業費の計上は、**補助事業の総額の50%未満**となります。
・**単価50万円以上の機械装置等については、補助事業先の帰属と**なります。ただし、学術機関等については、条件を満たす場合においては別の定めとすることも可能です（公募要領8.(1)補助対象費用を確認）。
・学術機関等は、間接経費の計上が可能です（事業会社は不可）。
・**経理・検査業務に係る労務費の計上はできません。**
・採択通知発出から原則３０日以内に、委託・共同事業契約を締結いただきます。委託・共同事業契約の留意事項については公募要領（8.(1)補助対象費用）をご確認ください。

その他留意事項について（1）

＜特許出願に要する経費＞
本補助事業に必要となる特許出願等に要する経費の計上

・本事業と密接に関連し、補助事業に必要となる特許出願等の知的財産権の取得に要する経費であり、**補助期間内に出願が完了**していること。
・（様式第５）GX分野のディープテック・スタートアップへの事業開発支援事業費補助金に係る成果発表及び産業財産権等届出書　において当該知的財産権の届出を行うこと。
・提案書（採択後は交付申請書）の実施計画書において、当該知的財産権の事業戦略上の必要性を説明すること。
※Ⅲ．事業化実施計画詳細　２．技術開発　（３）コア技術の強みおよび参入障壁の確保
・事業終了時の実績報告書に当該知的財産権に係る報告を行うこと。
・**委託・共同事業先の「単独の」知的財産権に係る費用計上は補助対象外**とします。補助先との共願の場合において費用計上を行う場合は、別途定めた出願契約書等に記載の持分等に応じ対象経費を計上してください。

計上可能な費目
・先行技術調査（国内・国外）に係る労務費や調査費、出願等に係る費用　等

その他留意事項について（2）

＜ルールメイキング等に係る経費＞
本事業の遂行に必要な各種規制や標準・規格の調査や形成等に要する経費の計上

・提案書の「事業開発項目」に実施内容等を具体的に記述すること
※Ⅳ．補助事業期間の事業開発　（２）事業開発項目毎の目標と達成手段
・実績報告書に、活動内容および今後の事業開発の方向性を含めた成果を報告すること

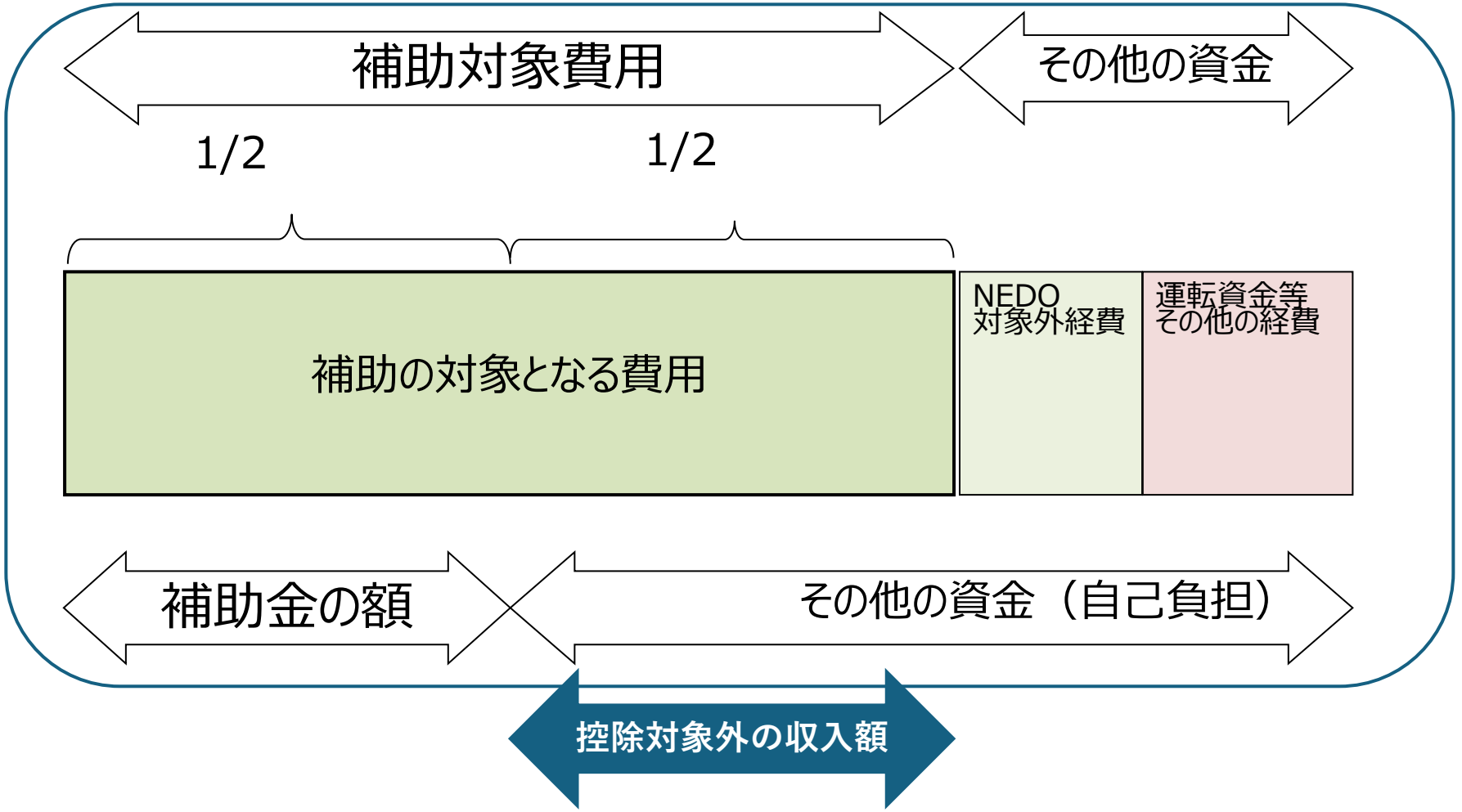
計上可能な費目
・規範等の調査に係る労務費や外注費、規範の形成に係る労務費や外注費
・UL規格等の取得費用
・補助事業に必要な特許取得費用　等

＜補助事業期間中の収入＞
補助事業期間中に、対象となる補助事業の成果に伴い得られた収入については、NEDOへの報告が必要となり、助成対象費用から減額することになります。ただし、一定の条件を満たし、かつ必要と認められる場合には、提供先からの評価結果を実績報告書へ記載のうえ提出すること等の手続きを以て、補助事業における自己負担相当分までについては、減額しない対応とする予定です。
なお、事業開始時点において収入が見込まれることが明らかである場合には、それを織り込んだ計画として提出してください。

※個別の案件及び事業内容によるものと思われますので、具体的な方法や判断については、事前相談等を活用し、NEDO担当者に個別にご相談ください。

事業期間中に生じる収入の扱い

補助対象費用にしめる自己負担額を超える収入が生じる場合は補助対象額から控除します。
（年度ごとに計算します。詳細はNEDOの指示に従ってください）



この額を超える収入は補助対象額から控除します。

取得財産の管理-処分制限財産の取扱いについて

本事業で取得した単価50万円以上の処分制限財産は、処分制限期間内にこれを処分する場合は事前にNEDOの承認が必要となるのでご注意ください。

<table>
<tr><th>補助先</th><th>財産の扱い（処分）</th><th>承認申請</th><th>残存簿価
相当額の納付</th></tr>
<tr><td rowspan="2">目的内
使用</td><td>交付決定の内容の事業開発に引き続き使用</td><td rowspan="2">不要</td><td rowspan="2">不要</td></tr>
<tr><td>当該補助事業に関連する商業生産に使用</td></tr>
<tr><td rowspan="3">目的外
使用</td><td>事業開発に支障がない範囲で
他の事業等に一時的に使用</td><td rowspan="3">承認申請
が必要</td></tr>
<tr><td>当該補助事業に関連しない
事業開発・商業生産等において使用</td><td rowspan="2">納付必要
【注】</td></tr>
<tr><td>使用
中止</td><td>廃棄、売却等（特別な事情の説明が必要）</td></tr>
</table>

※本事業で取得した**設備等を、本事業の支援による事業開発の成果として得た技術の事業化・社会実装のための商用生産に供する場合は承認申請不要で、継続して利用いただくことが可能**です。
なお、この場合でも、当該成果により相当の収益が発生した場合における収益納付は必要となる旨、御留意下さい。

その他留意事項について（3）

- 事業期間の終了年度の翌年度以降 5 年間は、毎年、財務状況を含めた事業化状況報告書をNEDO に提出していただきます。事業化状況報告書の内容はNEDOによるディープテック・スタートアップに対する支援の充実や本事業の効果の把握等にも資することから、当該報告書の提出を補助金交付の条件としており（交付規程第９条第１項第２０号）、採択された場合には必ず提出していただきます。

- 当該補助事業の事業化等により、相当の収益が生じたと認められたときは交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付していただくことがあります（収益納付の詳細は交付規程参照）。

- 同一提案者が、本補助事業に対して、同時に複数の申請をすることは認めておりません。
 また、同一提案者がGX_UPP事業の複数の同時受給はできません。

- DTSU事業やGX事業との同時実施は可能ですが、「提案者」、「共同事業先等」のいずれかに所属する研究者等において、「不合理な重複」及び「過度の集中」が発生している場合は本事業の対象とせず、採択を行いません。

- その他、交付規程、公募要領等をよくご確認の上、ご提案お願いいたします。

NEDO事業の経理処理　５つの原則

① 経費計上は、当該事業に直接必要なものに限ります。

事業目的に合致しないものはもちろんのこと、事業に直接使用したことが特定できない一般事務用品等は直接経費には計上できません。また、期末の予算消化と見なされるような必要性の乏しい購入は慎んでください。

② 経費計上は、事業期間中に発生したものが対象です。

発注、納品・検収、支払いは、原則、事業期間中に行ってください。

③ 当該事業費は、他の事業費と混同して使用しないでください。

複数の研究費を混同して使用しないでください（共用設備を合算購入する場合を除く）。なお、同一のテーマについて、公的資金の重複受給はできません。

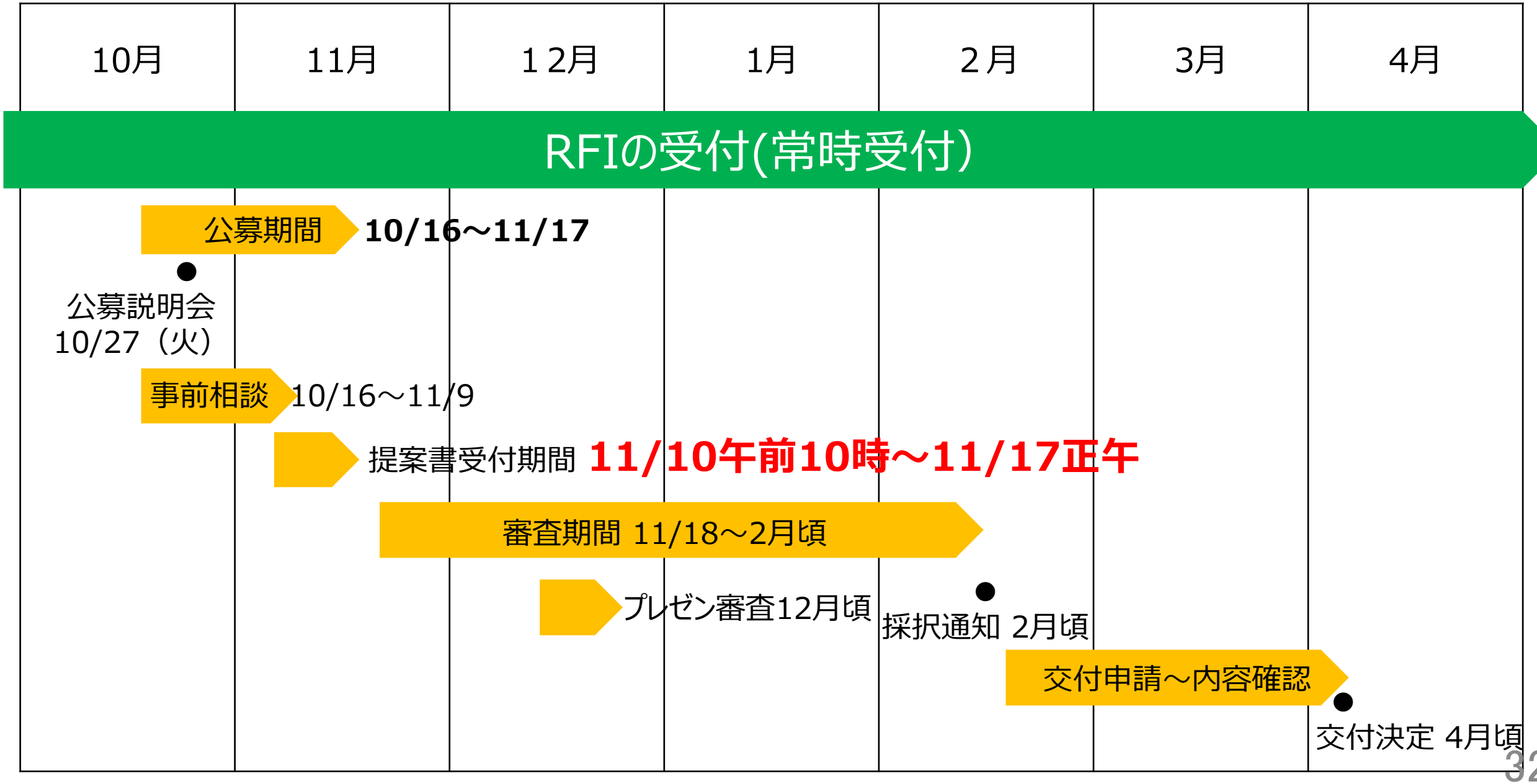
④ 経費の使用に際しては、経済性や効率性を考慮した調達を行ってください。

物品購入や外注契約に際しては、見積競争を行うなど、経費の経済的な使用を心掛けてください。

⑤ 従事日誌は、正しく記載してください。

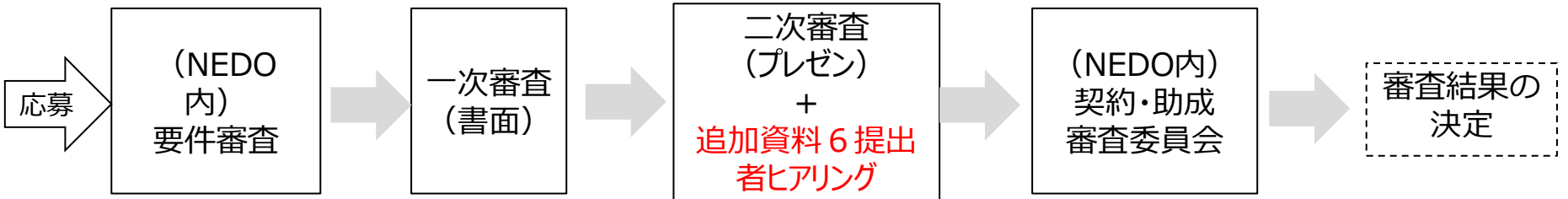
労務費積算の根拠となる従事日誌等は、本人が毎日正確に記入してください。主任研究者は、定期的に、その記載された内容に相違または虚偽がないか確認してください。

第３回　公募･審査スケジュール



審査の流れ

【審査フローイメージ】



12月頃（予定）

2月頃（予定）

- 応募時に提出のあった書面に基づく外部有識者等を活用した書面審査
- 必要に応じて、経営者面談や、追加資料や更新等の依頼

- 提案者によるプレゼンに基づく審査
- 追加資料６「事業化連携・協力表明書」の提出者へのヒアリング
- 追加資料７「製品・サービス等に対する需要や調達意向表明書」の提出者へのヒアリング

質疑応答

当日の質問事項も含めてFAQの形で公開しています。



NEDO スタートアップ支援部
UPP事務局

upp@nedo.go.jp
↑ご質問はこちらのメールアドレスにどうぞ